

新濃尾（二期）地区

新木津用水路小牧久保一色工区その6工事

現 場 説 明 事 項

（第1回変更）

1. 一般事項

1) 見積に関する事項について

- (1) この工事の見積は、工事請負変更契約書案、見積依頼書及び現場説明事項に記載する条件により東海農政局随意契約見積心得（以下「見積心得」という。）に従って行うものとする。

ただし、見積心得第5条第4項については「第2項の見積りには、前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。」と読み替える。

また、郵送、電子契約システム又は電子メールによる見積の場合は、次のことに留意すること。

- ・見積の結果、予定価格に達した見積がないときの再度の見積については、別途、指示するので、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時に連絡のとれるようにすること。
- ・郵送による見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時の前日（前日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日の場合は、その直前の開庁日）までに東海農政局会計課契約係へ必着のこと。ただし提出方法については簡易書留に限る。
- ・電子契約システムによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに完了すること。
- ・電子メールによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに tokai_nyusatu@maff.go.jp宛送信すること。

- (2) 本工事の見積に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (3) 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2) 部分払いについて

（変更なしにつき省略）

3) 工事請負変更契約書案について

（変更なしにつき省略）

4) その他

（変更なしにつき省略）

2. 特別指示事項

1) 一般事項

- (1) ～ (3)（変更なしにつき省略）

- (4) 元請、下請関係の適正化について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払

いをできる限り早くすること、できる限り現金払いとすること及び手形で支払う場合、手形期間は60日以内とすること等)、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善に努めること。

(5)～(16)(変更なしにつき省略)

2) 工事概要

特別仕様書(第1回変更)に示すとおり。

3) 工事仕様書(共通仕様書、特別仕様書)

共通仕様書、特別仕様書(第1回変更)のとおり。

4) 契約に係る事項

別紙のとおり

3. 質 疑

現場説明事項に関する質問があるときは、令和7年2月14日17時までに書面(FAX可)をもって東海農政局新濃尾農地防災事業所工事第一課長宛に提出すること。

なお、質問があった場合は、令和7年2月17日17時までに書面により回答する。

(別 紙)

契 約 に 係 る 事 項

1. (変更なしにつき省略)

2. 工期

本工事の積算上の工期は、令和6年7月21日～令和7年3月25日(250日間)としている。

3～5 (変更なしにつき省略)

6. 土取り場、流用土仮置場及び建設発生土受入地

特別仕様書第5章5に示す土取場、建設発生土受入地及び流用土仮置場までの距離は2.0kmを見込んでいる。

追加となった建設発生土受入地(犬山緑地河川敷)までの距離は約8.7kmを見込んでいる。

なお、想定している運搬路は、道路標識等により通行を禁止されている区間が含まれており、通行する際には「通行禁止道路通行許可」を小牧警察署及び犬山警察署に申請する必要がある。

7～13 (変更なしにつき省略)

14. 現場環境(快適トイレ)の整備について

特別仕様書第14章10に示す快適トイレに要する費用については、営繕費等として以下の費用を見込んでいる。

51,000円/基・月(税抜き) 男女別